# 大分県後期高齢者医療広域連合議会

22番 大分市 日本共産党 斉藤 由美子

## 【議案質疑】

大分市議会選出、日本共産党の斉藤由美子です。通告に従って一括で質疑を行います。 1点目は、賦課限度額の引き上げについてです。今回の引上げは、年金収入および所得が 月額いくらの方々が対象となるのか、また、対象者数と影響額について答弁を求めます。

2点目は、保険料の引き上げについてです。

先の議会でも、現在の高齢者の負担を考えれば保険料の引き下げこそ必要であり、財政安定化基金の活用をぜひ検討して頂くよう求めました。今回、令和5年度に初めて財政安定化基金から9億円の活用が示されたことは、大変評価できることだと思います。

しかし、残念ながら、来年度改定される保険料は、均等割りも所得割も大幅な引き上げとなっています。均等割り額を 47,000 円から 53,600 円に、所得割率を 9.06%から 10.32% に引き上げる案が出されていますが、こうした引き上げによる高齢者の生活と健康への影響について、認識をお聞かせください。

また、保険料を据え置く場合、どれくらいの財源が必要か、答弁を求めます。

(再)保険料を据え置くには40億円もの財源が必要とのことだが、それでは高齢者の負担が際限なく増え続けることになる。生活が苦しくなる中、保険料の引き上げに、新型コロナの影響は考慮したのか。

3点目は、医療と介護の一体的実施についてです。

先の議会の一般質問で「医療と介護の一体的実施」についてお聞きしました。この事業を行うにあたり、市町村には大きな業務負担が生じます。このことから、国に対して十分な財政措置を求めるよう申し上げました。質問に対して、連合長は「そのようにしたい」と答弁されております。そこで質問しますが、今回の「医療と介護の一体的実施」にかかる国からの財源はどの程度あるのか。また、そのうち市町村に対する財源は、どの程度含まれているのかお聞かせください。

(再)国が示している「一体的な実施」のガイドラインに沿って事業を行うに足りるだけの財源が、措置されていると考えるか?

大分県後期高齢者医療広域連合議会

22番 日本共産党 斉藤 由美子

## 【一般質問】

大分市議会選出、日本共産党の斉藤由美子です。通告に従い、一問一答で質問いたします。

## 1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した世帯に対して、減免や減額、徴収の猶予が行われることになっています。これらの対応の実施状況についてお聞かせください。

(再)コロナ対応については、今後も分かりやすく周知を継続することが必要だが、世帯主の収入が著しく減った場合にも、負担軽減の対応は行っているか?

#### 2. 保険料の引き上げについて

この間、社会保障費や消費税などの負担増に加え、新型コロナの影響や物価の上昇、年金の削減など、高齢者の生活が苦しくなる中、保険料の引き上げを行わない様、再三求めて参りました。今回の保険料の引き上げは、年金生活者の生存権にかかる大問題です。

確かに、今回の基金の活用は、大分県としての前向きな姿勢であると評価できますが、それでも、この引き上げ額はあまりにも重いと言わざるを得ません。いま必要なのは、国庫負担の緊急増額です。 国に対し、早急に申し入れを行うべきと考えます。見解を求めます。

### 3. 短期保険証・差し押さえについて

①大分県における短期保険証の発行状況は、直近の令和3年度6月14日締めの決定者数が 279、その後の解除者数を除いた交付者数は143で、そのうち52名の方は未受領、つまり保険証を 持たないままとなっています。

このコロナ禍で、保険証がないという状況は、重症化しやすいといわれる高齢者にとって、どれほど不安なことか、また、感染拡大防止の観点からも問題です。

現在、窓口負担が10割となる資格証明書を発行していないことは、然るべき対応だと思いますが、保険料滞納者に発行される短期保険証は、収納対策として窓口に受け取りに来なければなりません。短期保険証を受け取らない限り、医療費は全額自己負担となり、具合が悪くても病院に行かない、あるいは行けない状況になることは明確です。

52名の未受領のうち、幸い病気にならず結果として受け取っていない方もおられるでしょう。しかし一方で、病院に行きたいと思っても、役所に行って滞納分を支払うことができない、あるいは、保険料を払っても医療費までは払えないから病院へ行くことを諦める…このような状況が生じることは大いに考えられます。このコロナ禍で、短期保険証の対応が命

取りにもなりかねず、こうした事態を招くことは極めて不適切な対応だと思います。特に、 感染が拡大している中で体調を崩し、いよいよ保険証が必要だからと窓口に取りに来て頂くとい う状況は、極力避けるべきだと考えます。そこで、質問いたします。

①短期保険証の決定者に対しても、保険証はすべて事前に送付すべきです。見解を求めます。

②差し押さえの状況について確認したところ、令和2年度では、給与が31件、預貯金が105件等となっています。先ほどから申し上げている通り、可処分所得が減っているのに物価が上がり、「払いたくても払えない」状況が多数生じていることが考えられます。「払わなければならないのは十分わかっていても、払えば生きていけなくなる」という切実な状況は現に起こっています。

こうした深刻な事態の中で、差し押さえとなった世帯のその後の生活は、果たして保障されていると 言えるのでしょうか。そこでお聞きします。

②コロナ禍においても財産の差し押さえを行っていますが、憲法が示す生存権は保障されていると言えるのか、見解を求めます。

## 4. 保険料の独自減免について

保険料などの負担増は、命と暮らしに関わります。保険料を少しでも安くするための努力は不可欠です。

東京都は広域連合独自で、所得割額の軽減措置を実施しています。高齢者の税負担はすでに限界です。高齢者が増えれば財政負担が増えるとの危機感から、自公政権は社会保障費の自然増分をバッサリと削減してきました。今後もその姿勢は変わっていません。憲法25条を基本方針に据えるのなら、命を切り捨てないことが基本であり、社会保障制度を守るために予算を振り分け、財政運営すべきです。ところがこの間、医療・介護・年金の3本柱は大改悪が続いています。

大分県で暮らす高齢者の命と暮らしを守る立場で、県独自の対応も検討すべきです。確かに、広域連合自体は独自財源を持ちません。しかし、それならば各市町村と協議を行い、一般財源からの法定外繰り入れも、検討すべき時が来ていると考えます。そこで質問します。

②大分県独自の軽減措置の必要性について、見解を求めます。

#### 5. 医療費の窓口負担2倍化について

医療費 2 倍化の中止については、これまでも議会で、国への要請を再三求めて参りましたが、中止を求める考えはないとのご答弁でした。

一方、高齢者が必要な医療を安心して受けられるように必要な対応を取っていく旨のご答弁も頂いています。そこで、質問します。今後、保険料が引き上げられ、10月からの医療費の2倍化も行われる事を前に、高齢者が必要とする医療を受けられるよう、市町村に対してどのような対応をしていくのか、答弁を求めます。